

令和3年第2回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和3年6月28日 午前10時00分 開会
午後 0時15分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	欠員
13番	欠員	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	総務部理事	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
保健福祉部理事	東錦也	こども未来創造部長	井上理恵
こども未来創造部理事	板橋行則	教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	中井浩子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 1番 杉本訓規 2番 梨本洪瑠

7. 議事日程

日程第1 議第42号 葛城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて

- 日程第2 議第43号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第3 議第46号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第44号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第45号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第6 請願第1号 葛城市クリーンセンターリサイクル施設管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務の入札・委託契約に関する請願について
- 日程第7 議第47号 令和3年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第8 発議第3号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書
- 日程第9 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第4号 新型コロナウイルス感染症への対策に関する決議について

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、令和3年第2回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ここで報告事項を申し上げます。

川村議員より、新型コロナウイルス感染症への対策に関する決議が議員提出議案として提出される旨、報告がございました。また、厚生文教常任委員会より、付託議案以外の調査案件の追加の申入れがございましたので、本日の本会議休憩中に議会運営委員会を開催願い、それらの取扱いについてご協議いただきますよう、よろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

まず初めに、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査されておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告を願います。

5番、松林謙司君。

松林総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る6月15日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました3議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月21日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。理事者からは、事業位置図を用いて事業の進捗状況について説明があり、用地取得については、2件の方と事業計画に沿った用地取得に向け交渉を行っている。うち1件の方、賃貸住宅の1名の借家人が移転に対し難色を示されていたが、先日承諾をいただき、移転補償の契約を行った。地権者とは、全ての借家人との移転補償の契約が完了次第、八川地区の代替地への移転の方向で事前に合意をいただいているので、契約の準備を進めている。別の1件の方については、交渉を重ねているが難航しており、事業認定を受ける準備を進めている状況である。引き続き粘り強く交渉し、早期完了を目指したいと考えている。また、駅前広場の計画については、駅舎の南側歩道のバリアフリー化が完全なものではなく、事業が長期に及んでおり、エレベーターの早期設置の要望もある中、計画当時の経緯を勘案し、最も合理的な方法に計画の見直しをしたいと考えているという説明があり、3つの検討案が示されました。

委員からは、用地の交渉が遅れているため、3つの検討案のうち、安全性よりも経済性を考慮して立体横断施設を廃止し、平面活用でバリアフリー経路を確保する案で進めたいということだが、道路北側にある近鉄敷地の自転車駐輪場や東側の市所有の残地を活用して、道路北側に駐車スペースを確保できないのか。また今後、弁之庄・木戸線の開通や住宅開発の

状況に応じて駅前ロータリーを有効に活用するためには、当初の計画案も残しておくべきと考えるがという問いがあり、東側の市所有の残地を駐車スペースに利用することの検討はできるが、駅までの距離が問題と思われる。また、駐輪場を駐車スペースとする場合には、道路法線の関係や、近鉄敷地でもあるので、なかなか難しいと思われるが、検討はしたい。今後、状況が変われば歩道橋の設置についても検討するため、先にエレベーターを設置するが、将来的に歩道橋を設置することも考慮しながら進めているという答弁がありました。

別の委員からは、近鉄敷地の活用について、駅前広場の整備は交通事業者にもメリットがあることなので、敷地は無償で提供してもらおうなど、しっかりと交渉してほしいとの意見がありました。

別の委員からは、平面活用でバリアフリー経路を確保する案でエレベーターを設置する場合のスケジュールについてという問いがあり、近鉄協議、警察協議に2か月、その内容を踏まえて詳細設計委託業務を行い、それに基づく近鉄との協議に1年間、その後、令和4年8月頃からエレベーター設置工事、周辺工事を実施し、令和5年中には完成したいと考えているという答弁がありました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。理事者からは、事業の進捗状況として位置図を用いて説明があり、JRが施工する架道橋工事委託が完了し、引き続き、令和3年3月議会で承認いただいた市が施工する区間の架道橋道路改良工事を、令和3年12月24日の竣工を目指し準備を進めているところである。その後、東側の一部のすりつけ部分の改良工事を行い、仮移設しているライフラインを歩道内に埋設する本移設工事を進める予定である。

この部分の工事については長期間にわたり、地元住民の方には大変ご迷惑をおかけしており、令和5年度末には通行可能となるよう鋭意取り組んでいるところである。また、用地取得の状況については、JR架道橋工事区間に接する東側の連続する2筆の土地について、すりつけ部分の改良工事に影響もあることから優先的に交渉しており、鑑定業務のために建物調査の承諾をいただくなど前向きな返事をいただいている。その他の用地についても早期の事業完了を目指し、事業用地の確保に努めたいと考えているという説明がありました。

次に、行財政改革に関する事項についてであります。理事者からは、現在のところ報告すべき事項はないということでした。

最後に、公共バスの運行についてであります。理事者からは、コミュニティバスの利用状況として、令和2年4月から令和3年3月までの1日当たりの利用者数は、環状線ルート、ミニバスルート、予約型乗合タクシーの合計で83.52人で、前年度の1日当たりの利用者数と比較すると41.56人の減少である。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外出に対する自粛要請が行われたことや、市内の各公共施設が休館になり、施設利用者の減少も大きな要因であると考えられる。

なお、令和2年11月には、れんかちゃんバスと、けはや号の全車両の車内に消臭抗菌コートを行った。新型コロナウイルス感染症対策も含め、嫌な臭いの定着や細菌の増殖を防いだり、インフルエンザなどの抗ウイルス効果が期待できるものである。本年度の公共交通に関する

事業としては、地域の活性化と市民の皆様の支援策といたしまして、令和3年4月1日からの1年間、公共バスと予約型乗合タクシーの運賃を市が負担することとしており、利用者の方には実質無料で乗車いただいている。

なお、新型コロナウイルスのワクチン予防接種会場への移動手段としてもご利用いただいている。4月から5月における昨年と今年の利用者数を比較すると増加しており、事業として一定の効果が表れていると考えている。今後コロナが終息した際にも、引き続き多くの方にご利用いただけるように運行する計画である。

最後に、鉄道、路線バス、タクシー、その他地域の輸送資源との連携による地域のさらなる活性化と、地域全体を見据えた地域交通を構築することを目的に、公共交通のマスタープランとなる地域公共交通計画を本年度に策定する予定である。この計画の策定に当たっては、国及び奈良県より計画の策定に係る補助金の交付決定を受けており、今後、葛城市地域公共交通活性化協議会において、交通事業者、地域の皆様と協議を行う予定であるといった説明がありました。

なお、これらの4つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から質疑がなされ、意見が出されておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

西川議長 次に、厚生文教常任委員長より報告を願います。

8番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告させていただきます。去る6月15日の本会議におきまして、厚生文教常任委員会に付託されました3議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月22日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告させていただきます。

初めに、ゴミの減量化に関する諸事項についてであります。理事者からは、現在のところ報告すべき事項はないということでございました。

次に、学校給食に関する諸事項についてであります。理事者からは、4月以降における異物混入発生状況について報告がありました。主食である米飯については1件発生し、米飯業者にタンクなどの分解洗浄の徹底を指導した。また、副食については2件発生し、学校給食センターでの目視における検品の強化や洗浄作業を徹底すること、そして学校においては、換気のために教室の窓を開けていることから、配膳時に虫などの混入について注意してもらうよう指導したという報告がありました。

次に、給食のメニューについて、新型コロナウイルス感染拡大の対策として、人の手に触れる機会を少なくするため、昨年度より副食を1品減らしていたが、4月からは副食を1品追加し、元の状態で提供できるようになった。また、給食時間の様子は、栄養士からの聞き取りでは、子どもたちは黙食を守りながら楽しそうに給食を食べているという報告がありました。

次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてであります。理事者からは、4月以降の幼稚園の様子について報告がありました。令和元年6月より開始した改築工事について、令和3年3月に竣工し、1期工事部分の南園舎については令和2年度当初から使用しているところもあり、2期工事部分の北園舎、園庭完成後はスムーズに移行が完了し、施設運用についても問題なく利用できている。新園舎での園児たちの様子については、広くなった園庭で遊具や砂場で友達と遊んだり、明るくなった保育室で歌を歌ったり、工作を作るなどしており、園児たちの明るい元気な声が響いているとの報告がありました。

委員からは、地下の排水不良の処理のため暗渠排水の工事を行ったが、その後、水たまりなどの弊害が起きていないかという問いがあり、園庭などの暗渠排水について、梅雨の時期ではあるが、水たまりなどの事例は発生していないという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、すばらしい幼稚園ができたが、無機質な感じがするため、かわいらしい看板の設置や桜の木を植えるなど検討してほしいとの意見がありました。

磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備については、長期間にわたり調査を行ってまいりましたが、当委員会といたしましては一定の目的を達成したと判断し、調査を終了することにいたしました。

そして、待機児童対策に関する諸事項についてを新たに調査案件に追加してはどうかという意見が出され、全会一致で了承されたため、閉会中の継続審査の申出を行うことに決定いたしました。

なお、ゴミの減量化に関する諸事項について、学校給食に関する諸事項についての2つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることといたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また数多くの意見が出されておりますことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告とさせていただきます。

西川議長 次に、会期中に開催されました當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の審査状況について、委員長より報告を願います。

8番、川村優子君。

川村當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長 ただいま議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました第2回當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の調査状況をご報告申し上げます。

本委員会については、令和3年6月24日木曜日午前11時から開催し、前回、第1回の委員会後の進捗や変更点についての説明を願いました。

理事者からは、前回の委員会で、一時的に當麻庁舎機能を當麻分庁舎及び新庄庁舎に移転し、當麻庁舎を除却することについて審査を願い、そこでいただいた意見を考慮し、住民目線で再検討した結果、新庄庁舎の配置案を変更させていただいた。主な変更内容については、総務財政課、管財課及び庁舎機能再編推進室を4階に配置し、産業観光部と環境課を2階に配置する案である。また、4階をユニバーサルレイアウトにして、事務スペースの有効活用をし、保管スペースを確保するとともに、職場環境の改善を図る計画をしている。スケジュ

ールについては、第1段階として、分庁舎から新庄庁舎への引っ越しは8月29日日曜日までに終了して、8月30日月曜日から供用を開始し、第2段階として、12月から1月を目途に當麻庁舎から分庁舎、新庄庁舎へ一時的な移転を考えている。市民への周知は8月広報と9月広報、また随時ホームページや定時放送を予定している旨、説明を受けました。

この説明を受け、委員から、ユニバーサルレイアウトで、机や椅子、キャビネットなどの什器はどうするのかという問いに対しまして、産業観光部が2階に移動するときは総務財政課の什器をそのまま使い、4階ではユニバーサルレイアウトで既存の長机などを使うことで、できるだけ費用がかからないように考えているという答弁がありました。

さらに、委員からは、引っ越しの費用や時間、負担にかかるコストをミニマムにするように努力されていて評価できるが、来庁者に対する案内看板などはどのようにするのか、また案内係は設けるのかという問いに対して、今回は一時的な移転ということで、大きな案内看板などの予算は計上していないが、プリンターなどで作成できる簡易なパネルを考えている。また、案内係についても検討しているという答弁がありました。

また、委員からは、新庄庁舎1階のエントランスホールについて、カウンターを前に移動し、事務スペースを広げているが、今後はどうするのか。また、當麻庁舎周辺の中期的な計画はという問いに対して、エントランスホールなどの活用は、今後のスペースの状況を見ながら検討したい。また、今回は緊急避難的な移動で、當麻庁舎の周辺の計画はまだ決まっていないが、最大限費用をかけないように計画していきたいという答弁がありました。

また、今回の一時的な移転後、當麻庁舎の除却に際し、庁舎南側の通路が狭く、より安全対策が必要になると思うが、まず一部を取り壊して通路幅を確保するなどの対策はという問いに対し、安全性については大変考慮しているところではあるが、今回の補正予算で設計費用を計上しており、そこで検討していく予定をしているという答弁がありました。

以上で本委員会の審査状況についての報告とさせていただきますが、このほかにも各委員から活発な意見が出されておりますことを付け加えまして、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の報告とさせていただきます。

西川議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第42号から日程第3、議第46号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

5番、松林謙司君。

松林総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第42号、議第43号及び議第46号の3議案について、総務建設常任委員会の審査結果をご報告いたします。

議第42号、葛城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて、議第43号、葛城市税条例の一部を改正することについて、議第46号、葛城市都市公園条例の一部を改正

することについての3議案につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務建設常任委員会の報告といたします。

西川議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第42号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第42号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第43号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第43号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第46号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第46号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第44号から日程第6、請願第1号までの3議案を一括議題といたしま

す。

本3議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果を委員長に求めます。

8番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第44号、議第45号、請願第1号の計3議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず初めに、議第44号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第45号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてであります。質疑では、昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少したために介護保険料の減免を受けた件数と、それ以外で減免を受けた件数という問いがあり、令和2年度、新型コロナウイルス感染症を原因とする介護保険料の減免については33件の申請があり、総額213万2,370円となった。また、新型コロナウイルス感染症以外の減免については、申請はなかったという答弁がありました。

委員からは、減免措置の対象となる納期限が延長されたことについて、さらなる周知をお願いしたいという要望がありました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、請願第1号、葛城市クリーンセンターリサイクル施設管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務の入札・委託契約に関する請願についてであります。複数の委員から現在係争中の案件であるという意見もあり、提供された資料を基にすぐに結論を出すことは難しいため、閉会中の継続審査をするべきであるという意見が出され、協議をいたしました結果、全会一致で継続審査ということに決定いたしました。

以上、厚生文教常任委員会の報告とさせていただきます。

西川議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第4、議第44号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第44号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり可決されました。
日程第5、議第45号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第45号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり可決されました。
ここでお諮りいたします。日程第6、請願第1号、葛城市クリーンセンターリサイクル施設管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務の入札・委託契約に関する請願については、厚生文教常任委員長より閉会中の継続審査の申出が出ております。本件を厚生文教常任委員長からの申出のとおり、継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、日程第7、議第47号議案を議題といたします。
本案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。
9番、増田順弘君。

増田予算特別委員長 ただいま議長のお許しをいただきましたので、ご報告申し上げます。去る6月15日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託されました議第47号、令和3年度葛城市一般会計補正予算(第2号)につきまして、6月23日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

質疑では、総務費、財産管理費の市有財産管理事業として6,000万円が計上されているが、その内容についてという問いに対し、まず委託料として、これまでに当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会において、当麻庁舎の除却の必要性について協議、審査いただいているが、その当麻庁舎の除却に伴う解体の実施設計委託料として1,000万円、また引越業務委託料として730万円を計上しており、まず分庁舎の産業観光部を新庄庁舎に移転、続いて当麻庁舎から分庁舎、新庄庁舎への移転を予定している。工事請負費1,380万円の内訳については、分庁舎の通信設備改修工事として約290万円、分庁舎の内装工事として約790万円、新庄庁舎の通信設備改修工事として約300万円を計上している。次に、備品購入費2,890万円については、リモート対応端末で約200万円、分庁舎の机、椅子、キャビネット等の什器で1,540万円、新庄庁舎の什器で約1,150万円を予算計上しているとの答弁がございました。

次に、民生費の児童福祉費において、認定こども園整備事業として988万4,000円が計上されており、磐城幼稚園を認定こども園にしようとしている。市内には5つの幼稚園がある

が、なぜ磐城幼稚園なのかという問いに対し、令和元年10月の保育料無償化の影響で市内幼稚園の園児数は減少しており、定員を下回っている状況であるが、磐城幼稚園以外の幼稚園では現在、全ての教室を使用しており、空き教室がない状況である。一方、公立保育所は、保育需要の高まりにより園児数は年々増加しており、全ての保育所で定員に対する充足率が100%以上となっている。特に令和3年度、磐城第1保育所と磐城第2保育所の3歳児は、それぞれクラス編成の上限人数となっており、来年度、新たな4歳児を受け入れることができない状況で、他の保育施設での受け入れを必要とされている。公立保育所の定員超過と待機児童問題、磐城幼稚園の定員割れによる空き教室の有効活用を考え、磐城幼稚園を認定こども園として運用することが有効な解決策と考えたとの答弁がありました。

また、来年度から認定こども園の運用を想定されているが、園児の募集定員は、また先生の資格はどうなるのかという問いに対し、来年度は、募集定員については現在、調整中である。幼保連携型のこども園を考えているため、先生は保育教諭となり、幼稚園教諭の免許と保育士資格の両方が必要となるという答弁がありました。

別の委員からは、こども園の給食に関し、0歳から2歳児は自園調理となっているため、調理施設の改修をされるとのことだが、3歳児以上の給食はどうなるのか。また、こども園として運用していく場合、園児の送迎が必要となると思われるが、駐車場の確保についてどのように考えているのかという問いがあり、3歳児以上の給食に関しては、幼稚園児と同じ学校給食を食べていただく。なお、学校給食センターが休みの場合で保育が必要な園児の給食については、外部搬入を予定している。駐車場については、近接している磐城学童保育所の前の駐車場を送迎用に利用できないか検討しているという答弁がありました。

次に、土木費における尺土駅前周辺整備事業の委託料4,000万円の内容はという問いに対し、尺土駅前広場の平面交差化の実施設計、エレベーター設計・申請、エレベーター設置後の歩道橋取付けの検討、擁壁設計などの詳細設計や、関係機関との打合せ協議を含んだ業務委託を想定しているという答弁がありました。

次に、都市計画費における吸収源対策公園緑地事業の工事請負費6,000万円の増額理由とその内容という問いに対し、吸収源対策公園緑地事業補助金について、国費内示額が当初予算の想定を上回ったため、国庫補助額及び補助対象事業費の増額補正を行うものである。今回の増額補正により、しあわせの森公園の植栽面積が増加することになり、当初の植栽面積約1,300平方メートルより6,450平方メートル増加し、植栽予定面積は約7,750平方メートルとなる見込みであるとの答弁がありました。

この答弁を受け、これまでに、しあわせの森公園の整備に幾らの費用がかかっているのかという問いに対し、公園整備に要した費用としては約2億7,590万円、また植栽整備に関しては、平成30年度から着手し、5か年計画で令和4年度が最終年度となっており、令和2年度までに要した植栽整備費用としては約5,680万円となっているという答弁がありました。

委員からは、しあわせの森公園整備に関し、今後の維持管理費のことも考え、最終的な全体像や見通しを持って計画的な事業を執行していただきたいという要望がありました。

次に、教育費の小学校費で計上されている通級指導教室の場所と人数、詳しい事業内容と

いう問いに対し、これまで葛城市では、新庄中学校に通級指導教室はあったが、小学校では当該教室がない状況であり、昨年度より小学校の通級指導教室の開設に向け準備を進めており、今年度、新庄北小学校に通級指導教室を開設するものである。

通級指導教室とは、通常の学級に在籍している比較的軽度の障がいのある児童・生徒が、各教科の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障がいの特性に合った個別指導を受ける教室、学びの場である。通級指導教室は、言語障がい、自閉症、学習障がいなど障がいを持つ児童・生徒が週に1時間から2時間、個別の指導や小さな集団でのコミュニケーションを取るなど、きめ細かな指導を受けることで、自分の障がいの特性を知り、また、日常生活や学習場所での障がいによるつまずきや困難などについて、改善または克服する力を身につけることを目的としている。

今回開設する通級指導教室では、新庄北小学校の在籍の児童は主に午前中の授業を利用して、また、新庄北小学校以外の他校の児童については5、6時間目や放課後の時間を利用して、保護者の送迎により新庄北小学校へ通って、それぞれ学習を受けていただくことになる。人数については、新庄北小学校の児童が5名、他校から通級する児童が9名の合計14名であるという答弁がありました。

反対、賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされて、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えまして、予算特別委員会の報告とさせていただきます。

西川議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議第47号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 日本共産党の谷原でございます。私は議第47号、令和3年度葛城市一般会計補正予算（第2号）に反対の立場で討論いたします。

この補正予算には、必要な事業の予算が計上されております。新型コロナウイルス感染症、生活困窮者自立支援事業継続の予算、小・中学校における新型コロナウイルス感染症予防対策として、トイレ等の清掃消毒作業員を2学期以降も配置するための予算、また、先ほど委員長からもご報告ありました新庄北小学校に通級教室を設けるための予算などが計上されております。これらの予算は我が党もこれまで要望してきたものであり、反対するものではありません。しかしながら、今回提出されております一般会計補正予算には、その予算計上の在り方において認めることのできない事業費予算が2つ計上されております。

まず1つ目は、認定こども園整備事業費988万4,000円の予算計上についてであります。葛

城市は子育て世帯の転入が続いており、待機児童が生まれております。保育士の確保のための待遇改善や、あるいは小規模保育事業などの地域型保育について、待機児童解消のための方策として、これまで議会においても議論を重ねてきたところであります。今回の認定こども園整備事業予算は、新築され真新しい磐城小学校附属幼稚園に空き教室もあることから、待機児童解消のために、幼保連携型の認定こども園とするために予算計上されているものであります。

そのどこが問題なのかということでもあります。認定こども園は、現在ある保育園と幼稚園とは全く異なる制度の下で運営されます。保育園は厚生労働省、葛城市では、こども未来創造部の所管となっております。保育の時間は8時間以上であります。他方、幼稚園は文部科学省、そして葛城市では教育委員会の所管となっており、幼稚園で提供する教育時間は4時間であります。

今回葛城市が設置する幼保連携型の認定こども園では、同じ年齢の幼稚園児と保育園児が同じところで生活をします。そのため、従来の保育園、幼稚園での運営とは異なる難しい問題が幾つもあることが、既に認定こども園を設置し運営しているほかの地方自治体でも明らかとなっております。例えば認定こども園では、幼稚園教育を受ける児童は午後2時に退園します。しかし、保育を受ける幼児は午後5時までの在園であります。また、幼稚園教育を受ける児童は夏休みなど長期休業期間がありますが、保育を受ける幼児にはありません。そのため様々な教育活動上の問題が起きております。

こうした認定こども園を新たに葛城市に設置するに当たって、従来からある保育園との関係、幼稚園との関係、認定こども園の運営の在り方、葛城市の保育計画や、その中に認定こども園をどう位置づけるかなど、十分議会において説明も受け、審議をした上で、その後に必要な予算を計上するのが本来の在り方だと私は考えます。

ところが、認定こども園について説明があったのは、この6月定例会中の予算特別委員会前日の厚生文教常任委員会協議会が初めてであります。また、保育計画に当たる葛城市における子育て施策案について議会に示されたのは、その翌日の予算特別委員会、この補正予算を審査するそのときに、この保育計画が、それに準じたものだろうと思えますけれども、示されたのであります。新しい制度を導入するに当たって行うべき審議を十分尽くす時間が議会に与えられず、予算特別委員会での補正予算審査となりました。その僅かな審査時間の中でも、例えば葛城市における認定こども園は教育委員会の所管となるのか、子ども未来創造部の所管となるか、どこの所管となるのかという基本的なこともまだ決まっていないことなどが明らかになりました。

とりわけ、先ほど予算特別委員会委員長の報告にもありました給食の在り方の問題であります。現在の保育園は給食を自園で調理、提供しております。保育所、保育園で給食を調理して提供しているわけであります。一方、幼稚園では小・中学校と同じように学校給食センターからの配送で、自園での調理はしておりません。では、認定こども園はどうなるのか。先ほどご報告がありました。0歳から2歳までは調理するけれども、3歳から5歳までについては学校給食センターから配送するということでもあります。しかし問題は、夏季休業日な

どの長期休業期間中でありませぬ。夏季休業期間中は、小・中学校、幼稚園は夏休みとなりませぬので、学校給食センターが休業となつております。夏季休業日のない保育を受ける3歳から5歳までの幼児の給食をどうするのか。これについては、先ほど報告もありましたように外部搬入、いわゆるデリバリーになる、そうしたことが答弁の中であつたわけでありませぬ。

磐城小学校附属幼稚園には、今回の予算で計上されておるのは調理施設を造ることであつて、調理室ではございませぬ。調理施設とは何かという、基本的には簡単な調理と、あとは温めるだけ、これに主力を置いた設備であります。調理室ではないのであります。今回の認定こども園設置においては経費をかけないという説明が理事者からありました。しかし私は、将来を見越しても調理室をしっかり造る必要があると考えております。

保育無償化の影響で、幼稚園入園よりも保育所入所、あるいは保育園入園に対するニーズが強くなつておることは、先ほどの報告にあつたとおりであります。また、子育て世帯における共働き世帯の比率は毎年増加しておるから、新しくできたこの認定こども園におきましても、幼稚園教育を希望される方よりも、保育を希望される方のほうが増えてくることは明らかであります。しかし、その給食がどうなるのか。ほかの市内保育園は全て自園での調理であります。子どもたちの様子を見ながら温かい給食を提供する自園調理が、全てほかの保育所で行われている。ところが今回、磐城小学校附属幼稚園を認定こども園にするに当たつて、先ほど申し上げましたように学校給食センターからの配送であり、夏休み中は保育園児たちには、言つてみれば外部搬入、デリバリー、これを中で温めて食べさせるということになってしまいます。私は、これは明らかに保育サービスの格差を生むことになると考えております。とても認めるわけにはいきませぬ。

私は、磐城小学校附属幼稚園を認定こども園にするに当たつて、ほかの保育所と同様に自園調理が行えるように、調理室を設けるべきだと考えます。そのための予算づけであるべきであると考えます。自園調理となると当然、調理師など必要な人員を措置しなければなりません。当然、経常経費が上がってくる。しかし、葛城市内の保育施設の今後の在り方を見通すと、また違った見方ができる。そのことをお話ししたいと思ひます。

先ほど述べました葛城市における子育て施策案については、公立の磐城第1保育所と當麻第1保育所について、耐震化が不十分で老朽化が進んでいることから、2つの保育所を一本化して建て替えるという案も検討案として上がつております。そうした案の検討とともに、今回の認定こども園の施設の在り方、定員を考えるならば、磐城小学校附属幼稚園を認定こども園にするに当たつて、調理室を造つてしっかりと保育機能を持たせる。そうしたこともあながち不合理、不効率的な財政運営とならない、そうした方途もあろうかと思ひます。むしろ長期的に見れば、合理的かつ効率的な財政運用も可能になるのではないのでしょうか。

もちろん財政上の観点が根本的な問題ではありません。保育の格差をなくす、しっかりとした保育サービスを提供する、このことが公立認定幼稚園の使命だと私は考えます。ただ、施設の設立、運営には財政上の問題もあります。しかしながら、この観点を考えてみても、保育計画全体の中で最適化を考えれば、磐城小学校附属幼稚園を認定こども園に改編することにおいて、自園調理の施設を持つことは、中長期的に見れば効率的な財政運営も可能であ

ると私は考えます。

待機児童対策室におかれましては、小規模保育A型の導入、今回の認定こども園の新設についても、待機児童解消のため、よく研究し努力されていると思います。しかし、葛城市全体の保育計画、中長期の見通しから見ると、果たしてどうでしょうか。部分最適が必ずしも全体最適になるとは限りません。そのために中長期を見通して具体的な対策を取るべきで、こうした中長期を見通すのが市長や部長などの仕事ではないかと私は考えます。

以上が補正予算に反対する1つ目の理由です。

もう一つあります。反対する2つ目の理由は、吸収源対策公園緑地事業として6,000万円の補正予算が計上されていることについてであります。この追加予算は、しあわせの森の彩り植栽のために計上されるもので、シバザクラ等、彩りのある植栽をしあわせの森公園の主に北側の斜面に施すというものであります。当初予算1,070万円と合わせると、今回の補正予算で7,070万円の事業費となります。

問題は、このしあわせの森公園の彩り植栽事業について、平成30年度から5か年計画の吸収源対策公園緑地事業として行うことの説明が、5か年の計画で行いますということがあったのみで、その全体計画、全体予算、完成後の公園の管理について、議会に説明がなかったということでもあります。

平成30年度から、しあわせの森公園の彩り植栽事業として毎年予算が計上されてまいりました。先ほど委員長報告にもありましたように、これまで公園整備に2億7,590万円計上されてきた。さらには、植栽事業については令和2年度までで5,680万円使われてきております。そこに更に今回の補正予算を含め、7,000万円を超える植栽予算を使うということになるわけでありまして。令和4年度完成ということではありますが、果たして最終的に幾らかけるつもりなのか。こういうことについて全く説明されていないわけでありまして。

さらに、予算特別委員会の審査で明らかになったことは、現在でも年間900万円の草刈りのための費用が予算化されている。さらには行財政改革の一環として、業務棚卸調査において、しあわせの森公園の除草に職員を年間1,900時間も動員している。果たして今後、植栽事業が終わった後、草刈り機を使うことできませんから、手での除草作業になるという答弁が予算特別委員会でもありました。一体どれだけこの公園に予算をつぎ込むことになるのか。この全体像が見えないまま個々の予算を提案されて、それを議会が審議するというになっているわけでありまして。

私は葛城市民にとって、それだけの予算をかける値打ち、あるいは費用対効果があるのか、大変疑問に思っております。道の駅かつらぎがあるために、その後ろにあるこの公園を観光事業に生かしたいということでもありますけれども、どれだけの人に対する費用対効果を考えておられるのか、全く不明であります。こうした費用をかけるのであれば、先ほど言いました磐城小学校附属幼稚園を認定こども園に改編する、僅か988万円であります。そうであるならば、しっかりと調理室も設置できる、そうした予算づけにすべきではないでしょうか。私は予算をかけるところが違うと考えます。

以上の理由で令和3年度葛城市一般会計補正予算（第2号）に反対いたします。

最後に、議場にいる議員の皆様に訴えたいと思います。私は、新しい制度の導入計画、あるいは長期にわたって多額の経費を計上しなければならない事業については、事前に議会に説明していただく。議員が検討し、審議によって議会の意思が反映できる十分な時間を確保すべきだと考えます。ところが、今回の補正予算に計上されている、新たに葛城市に認定こども園を設置すること及びしあわせの森の公園における彩り植栽事業の5か年計画、こうしたものなどは、議会に対して十分な審議、説明あるいは審議の時間が与えられていません。その中で、我々は補正予算を審議、議決していかなければならなくなっております。

私は、阿古市政におきましては、この間、議会を軽視しているのではないかと考えております。昨年の6月定例会におきましては、クリーンセンターの長期包括管理運営委託事業について、9年間25億円、長期の債務負担行為を行う補正予算が出てまいりました。しかし、この管理運営事業の事業費の在り方について、1年以上も前にコンサルタント会社からの報告書が出来上がっていた。それを直前になって出してくる。これでは審査できない。内容を理解することすら難しい中で議決を迫られる。こんなことがありました。

今回の認定こども園という新しい制度についても、同じようなことが行われようとしております。私は、本当に議会としての、議員としての役割を果たすためには、しっかりと内容説明を受けて、審議する時間が必要だと考えます。実際に葛城市議会では昨年度、ある条例案について、理事者側からの説明が不十分であるということで継続審査にして、臨時会を開くまでに十分な説明を受けて可決した例があります。下水道事業の公営企業化における法の全部適用か部分適用か、そのことについては……。

西川議長 議第47号について議論してください。

谷原議員 はい、分かっています。それをしっかりと議会で議論するという事で継続審査にして、臨時会を開いて議決した例があるわけです。

確かに一般会計補正予算では、これは予算特別委員会の管轄でもあり、一方では常任委員会の管轄となり、議事運営上、継続審査というのは大変難しいかも知りません。しかし、私は議場の皆さんに訴えたいんです。やっぱりしっかりと議論するために、このような議案の提案のされ方、説明のされ方は、私は議会としてこれは駄目だと。継続審査にするよと。議会が一致してそういうことを求めていく。緊張感のある行政と議会との関係の中で、よりよい葛城市を本当に真剣に求めていく、議論していくためには、こうしたことが必要だと私は思っておりますので、今回、議案のそれぞれの内容について反対ということもありますけれども、問題提起として、この議事の審議の在り方、提案のされ方、説明のされ方を問題として議員の皆さんに訴え申し上げまして、反対のご意見とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 私は議第47号、令和3年度葛城市一般会計補正予算（第2号）につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

ただいま谷原議員のほうから、反対討論として、るる説明がございました。確かに今回の議案の中身、審査の中身には、提案が遅くて説明も不十分だということが多々あります。それに対してやはり、最終的に賛成の判断をされた議員も、その辺はいろんな意見を述べておられました。ただ、それをもってこの予算を全否定してしまうと、必要な対策、特に今回、今、コロナが一番対応が必要と迫られているところです。そこに対してとどめるわけにいかない。やはり問題になるような案件に対しても、いろんな種々の問題が市としてあるので、そこに対して予算をかける、そういう前提にありまして、やはりその辺を勘案した場合に、最終的にはこれに賛成して前に進めていかないといけない。そういう意味もあって、今回の賛成の討論をさせていただきます。

まず、この令和3年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億7,888万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算それぞれ161億95万8,000円とするものでございます。本補正予算におきましても、新型コロナウイルス感染症に係る事業が盛り込まれております。生活困窮者自立支援事業で1,878万円、奈良県が創設した飲食店等の感染防止対策認証取得を支援するための補助金750万円、それから、小・中学校の感染予防対策員の配置事業で1,141万2,000円と、市民への生活支援、市内事業所への支援、学校への支援と、コロナに対しては多角的な支援の計画がされております。

また、子ども・子育て、学校関係ですけれども、ただいま問題として指摘されておりました認定こども園整備事業、これに988万4,000円がついているんですが、これは確かに提案は遅かったんですけれども、待機児童の一刻も早い早期解消を目指すという意味では、やはりもう今このタイミングでやはり議論すべきだということです。

それから、ひきこもり対策、これは相談支援事業のICT事業構築委託料ということで990万円。それから、先ほどもございました通級指導教室事業366万9,000円、これも従来葛城市ではなくて、隣の香芝市に委託したところ、葛城市ができるという形で、これも1つ前に進む要因ですね。

こういった子どもたちに対しても待機児童対策、子育てに必要な事業がたくさん盛り込まれております。

それと、現在急務とされております事業として、當麻庁舎の危険性排除に関して、測量設計、引っ越し費用、備品購入費、工事請負費として6,000万円。その他、国庫補助金の増額による吸収源対策公園緑地事業、公園施設の長寿命化対策支援事業、尺土駅前周辺整備事業について、それぞれ工事費や測量設計委託料が増額補正されております。これについても先ほど問題提起されておりますけど、やはりここに関しても取組が非常に遅いです。遅いけれども、やはりこれも進めていかなければいけない。ということで、今回こういう形も踏まえまして、賛成という形にさせていただきます。

今後におきましても、新型コロナウイルス関係の各種事業を的確かつ有効に実施していただくこと、それと、ここが重要です。他の事業についてもスピード感を持って、将来的な面もしっかり分析した上で事業を進めていただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第47号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

西川議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、発議第3号、学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

8番、川村優子君。

川村議員 ただいま上程を賜りました発議第3号、学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

現在、教育の現場では、「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学び」の実現を目指す「GIGAスクール構想」の一環で、児童生徒に一人一台の情報端末の貸与、並びに校内の高速ネットワーク整備が進められております。また、これらのハード面の取り組みに加えて、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や、「特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するもの」として、「デジタル教科書」の導入も進められようとしています。

「GIGAスクール構想」に対しては、ICTを活用したオンラインでの授業や宿題の配布、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっています。

一方で、全ての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報の取扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められます。また、デジタル教科書・教材は学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があり、例えば、転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要です。

さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である「読解力」の低下が危惧されます。そこで、各自治体においては、Society5.0時代を生きる子どもたちにふさわしい教育を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーションの実現に向けて取り組んでいくべきです。そのために、以下の事項について迅速に対応することを強く求めます。

一、情報端末の利活用、個人情報の取扱いなど、教育デジタルトランスフォーメーションに対応する教職員研修のあり方について検討を進めること。

一、システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育デジタルトランスフォーメーションに関する学校教育の予算の充実・確保とそのあり方について検討を進めること。

一、様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための、統一規格について検討を進めること。

一、よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身につける上で、紙面の活用や対面学習との併用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻につきましては、追って連絡をいたします。

休 憩 午前11時17分

再 開 午前11時55分

西川議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。川村議員から、お手元に配付の発議第4号、新型コロナウイルス感染症への対策に関する決議が議員提出議案として提出され、その取扱いについて、休憩中に議会運営委員会を開催いただき、ご協議いただいておりますので、会議の概要について、議

会運営委員長よりご報告を願います。

11番、西井覚君。

西井議会運営委員長 先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、議員提出議案について提出されました決議の審査方法について協議しておりますので、その結果についてご報告いたします。

この決議につきましては、この後日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とし、提出者からの提案説明の後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決を行います。

また、常任委員会における付託議案以外の調査案件の追加につきまして協議しておりますので、その結果についてご報告いたします。

厚生文教常任委員会から、待機児童対策に関する諸事項について、所管の調査案件として追加し、審査を行いたい旨の申出がありましたので、付託議案以外の所管事項の調査として審査願うことに決定いたしました。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

西川議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りいたします。議員提出議案の取扱いについては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、お手元に配付いたしております議事日程第4号の追加1を日程に追加し、審議を行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程第4号の追加1を日程に追加し、議会運営委員長の報告のとおり審議することに決定いたしました。また、厚生文教常任委員会の皆様には、追加されました調査事項につきまして、慎重に審査いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、追加日程第1、発議第4号、新型コロナウイルス感染症への対策に関する決議についてを議題といたします。なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき提案理由の説明を求めます。

8番、川村優子君。

川村議員 ただいま議題となっております発議第4号、新型コロナウイルス感染症への対策に関する決議について、提案理由の説明をさせていただきます。

2019年に発生いたしました新型コロナウイルス感染症は、世界中に拡大し、その後、感染力の強い変異株が新たに発生するなど、いまだ収束のめどが見えてこないことから、市民にとっては大きな不安であり、制約された生活で真に疲弊した状態が1年以上の長さにわたり続いています。しかし、そのような状況の中、ワクチン接種が順調に進むにつれ、わずかではございますが光が見えてまいりました。これは葛城市の医師会や薬剤師会、看護師、市役所職員の皆さんが一丸となって対応していただいている結果であり、市議会一同、真に感謝しているところでございます。

このように少し出口に近づいた現在において、収束のときを市民の皆様が明るく笑顔で迎えることができるよう、行政や市民、事業者及び議会が一丸となって、『オール葛城市』の

力でコロナ禍に打ち勝っていくことを望むものでございます。そのためにも、まず葛城市議会が一丸となって、この感染症に立ち向かっていこうという決意を含めた決議でございます。市長をはじめ職員の皆様も、感染症対策や経済対策など、あらゆる面から対策を講じていただいていることを高く評価させていただいているとともに、感謝しているところではございますが、各議員に届いております市民の悲痛な叫びを、この決議をもって行政に届けることで、早急に対応していただくことを強く要望するものであります。また、市内感染者が増加した昨今に見えてきた、感染者やその家族へのフォローの問題や人権問題について、我々市議会としましても深刻な問題として捉えており、早急の対応を求めるものでございます。

最後に、本決議には種々の要望が盛り込まれています。その中には財源の確保など必要なものがあることは承知しておりますが、そこは工夫と努力で、できる限り実現していただきますことを強くお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが、提案の理由の説明とさせていただきます。

ここで、この新型コロナウイルス感染症への対策に対する決議文を読ませていただきます。

2019年に発生した新型コロナウイルスによる感染症が世界中に拡大し、感染力の強い変異株が新たに発生するなど、人々の安住を脅かし続けている。日本はほかの先進国と比較して、感染予防対策の柱である『ワクチン接種』が遅れており、政府は集団免疫力の確保に向け、大規模会場や職場・大学等での接種を急ピッチで進めている。

本年4月25日より、政府は3回目の『緊急事態宣言』を、奈良県に隣接する大阪府や京都府を含む4都府県に指定し、その後、期間延長に伴い10都道府県が指定されることになり、奈良県では独自の『緊急対処措置』を4月27日から実行したため、徐々に感染者数の減少が見られるようになった。

国民は、1年以上続く制約された生活で、楽しみや人とのつながり、目標等を奪われることで真に疲弊しており、その状況は葛城市民においても同じであり、決して例外ではない。このような状況を打破するべく、行政はあらゆる側面から対策を講じていただいていることを評価するところではあるが、ワクチン接種が進むにつれわずかに見えてきた光明を、より多くの市民が笑顔で迎えることができるためにも、行政や市民、事業者、議会が一丸となり『オール葛城市』の力で、この感染症に打ち勝っていくことを強く要求するものである。

よって、葛城市議会も一丸となって、この感染症に立ち向かうとともに、本市の新型コロナウイルス感染症への対策について、下記の事項を早急に実現されるよう強く求める。

1. ワクチン接種体制の強化。

現在65歳以上の高齢者のワクチン接種について、7月中に完了すべく安全性に配慮しながら、計画的に実施されている。今後においても、集団免疫力の早期確保のため、計画的に実施するとともに、市民がワクチン接種しやすい体制を構築すること。

(1) 65歳未満のワクチン接種を希望される方について、高齢者の接種と同様に安全性に配慮した上で、早急に実施すること。また、ワクチン接種計画について、速やかに市民に周知すること。

(2) 高齢者福祉施設職員及び基礎疾患のある方へのワクチン接種を、早急に進めること。

(3) ワクチン接種対象者で病気療養中の方について、かかりつけ医による接種ができるようにすること。

(4) ワクチン接種の対象となっていない保育所（園）・幼稚園の園児や小学校の児童と接する関係者の、ワクチン接種を早急に実施すること。

2. 感染者フォローアップ体制の導入。

これまでのコロナ対策で手薄となっている、市内の自宅において療養されている感染者並びにその家族・感染回復者に対するフォローアップ体制を講じること。なお、本市で対応が難しいことについては、国や奈良県に支援を要請すること。

(1) 自宅において療養されている感染者世帯に、自己体調管理機器の貸し出しや、食料品・日常生活用品の配達などの支援を実施すること。

3. 市民への生活支援の強化でございます。

収入の減少により経済的苦境にある世帯に対し、状況に応じた的確な支援をすること。

(1) 水道基本料金の免除について、引き続き実施すること。

(2) 保育所（園）や幼稚園、小中学校の給食費の無償化について、引き続き実施すること。

(3) 経済的な理由で生理用品を購入することができない女性に対し、引き続き生理用品の無料配布を行うこと。

(4) 新型コロナウイルス感染症の流行が続くなか、自分のみならず胎児・新生児の健康などについて、強い不安を抱えて生活している妊産婦によりそった支援を総合的に実施すること。

(5) ワクチン接種を2回終えた高齢者などが、生きがいを持って文化・スポーツなどの社会活動に参加できるよう、感染対策を取りながら公共施設の利用をすすめること。

4. 企業への支援体制の強化でございます。

収入が大きく減少している事業者の支援、特に中小企業や零細企業、個人事業者について、即効性のある支援を実施すること。

5. 児童・生徒への支援。

一生に一度の小中学校の生活を制約されている全ての児童生徒について、充実した学校生活を楽しく過ごせるよう支援すること。

(1) 臨時休業などにより学習時間が削減されても、児童生徒の学習機会を保障するため、ICTを活用した学習支援の弾力的な導入と、教員や学習指導員に対する運営支援を拡充すること。

(2) 十分な学校行事が行えない状況下にあっても、児童生徒が楽しく学校生活を送れるための工夫をした学校運営ができるよう、支援すること。

6. 人権対応の強化でございます。

我々が闘う相手は『新型コロナウイルス』である。感染者及びその濃厚接触者、そして最前線で新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者などの関係者並びにこれらの家族が、インターネットをはじめとする様々な媒体上で匿名での差別や偏見、心ない誹謗中傷を受けた

り、臆測による誤った情報が拡散されるなど、その人権を脅かされることのないよう、断固とした対策を講じること。

以上、決議する。

令和3年6月28日。奈良県葛城市長、阿古和彦殿。奈良県葛城市議会。

以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。議員の皆様方には、15日の開会以来、慎重にご審議いただき、また新型コロナウイルス感染予防対策にも格段のご配慮をいただきまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会を閉会するわけですが、本日、新型コロナウイルス感染症への対策に関する決議を葛城市議会として全会一致で可決いたしました。執行部におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただいていることは十分に承知しているところでございますが、議会の総意として可決したこの決議の内容、また会期中に議員各位から

出された意見や要望を真摯に受け止め、引き続き葛城市政の執行に当たられますようお願いし、私の閉会の挨拶といたします。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月15日に開会されました令和3年第2回葛城市議会定例会が、14日間の全日程を終えさせていただき、本日もちまして閉会の運びとなりました。

議員の皆様方には、長期間にわたりまして、ご提案申し上げました各議案について慎重なご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見等を真摯に受け止め、職員一丸となって、葛城市のさらなる発展のため、鋭意努力してまいっている覚悟でございます。議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

西川議長 以上で令和3年第2回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後0時15分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長

西川 弥三郎

議 会 副 議 長

奥本 佳史

署 名 議 員

杉本 訓規

署 名 議 員

梨本 洪珪